

南相馬市告示第159号

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和7年9月30日

南相馬市長 門馬 和夫



変 更 調 書

番号	編入する字名	同左に編入される区域	
①	栃窪 字東田	栃窪 字御山下	2、4
②	栃窪 字東田	栃窪 字窪内	4から20まで、28の1、28の2、29の1、30の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
③	栃窪 字原東	栃窪 字南畑	10から14まで、16、19から22まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに23、24に隣接する水路である公有地の全部
④	栃窪 字南田	栃窪 字皆原	16の一部、18の一部、55の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
⑤	栃窪 字赤柴	栃窪 字原東	1、2の1、2の2、3の一部、4の一部、5、7の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに6に隣接する道路である公有地の全部並びに6の地先の道路である公有地の全部
⑥	栃窪 字赤柴	栃窪 字中田	69の1の一部、69の2の一部、70の1、70の2、71の1、71の2、72の1、72の2、73の1、73の2、74の一部、75の1の一部、76の1の一部、77の1、78の1、79の1、80の1、81の1、82の1、83の1、83の2、84の1、85の1、86の1、131の一部、134の一部、162から165までの各一部
⑦	栃窪 字中田	栃窪 字古河	18の2、19の3、20の2、21の2の一部、26の1、27、28の1、29、30の1、33の3、35の1、36の1、37の1、38、39の1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに43に隣接する水路である公有地の全部
⑧	栃窪 字中田	栃窪 字熊林	1から3まで、59及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部